

②特定処遇改善加算の新設

1. 介護保険サービス

●新設の介護職員等特定処遇改善加算

「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める」とされ、**新設されました。既存の処遇改善加算に加えて、特定処遇改善加算の料金が発生**いたします。

加算算定の対象となるサービス		
事業・サービス区分	加算率	
	介護職員等 特定処遇改善加算（Ⅰ）	介護職員等 特定処遇改善加算（Ⅱ）
・訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6.3%	4.2%
・（介護予防）訪問入浴介護	2.1%	1.5%
・通所介護 ・地域密着型通所介護	1.2%	1.0%
・（介護予防）特定施設入居者生活介護	1.8%	1.2%
・（介護予防）認知症対応型通所介護	3.1%	2.4%
・（介護予防）小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護	1.5%	1.2%
・（介護予防）短期入所生活介護	2.7%	2.3%
加算算定の非対象となるサービス		
事業・サービス区分	加算率	
・（介護予防）訪問看護 ・（介護予防）福祉用具貸与 ・特定（介護予防）福祉用具販売 ・居宅介護支援 ・介護予防支援	0%	

(1)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を算定する事業所

①訪問介護：特定事業所加算（Ⅰ）または（Ⅱ）を算定している事業所

②特定施設：サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ、または入居継続支援加算を算定している事業所

③その他の事業：サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イを算定している事業所

(2)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）を算定する事業所

(1)①～③に該当しない事業所

2. 障害福祉サービス

●新設の福祉・介護職員等特定処遇改善加算

介護人材と同様に「障害福祉人材の更なる処遇改善を行うこととし、リーダー級の障害福祉人材について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある職員に重点化しつつ、障害福祉人材の更なる処遇改善を行う」とされ、新設されました。

また、**現行の福祉・介護職員処遇改善加算に係る加算率については**、サービス提供の実態に照らし合わせて、2021年度の報酬改定に適切に反映させることとし、2019年度報酬改定では**暫定的な見直しにより加算率の軽減が図られました**。

事業・サービス区分	加算率	
	福祉・介護職員等 特定処遇改善加算（Ⅰ）	福祉・介護職員等 特定処遇改善加算（Ⅱ）
・居宅介護	7.4%	5.8%
・重度訪問介護	4.5%	3.6%
・同行援護	14.8%	11.5%
・行動援護	6.9%	5.7%

- (1)福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を算定する事業所
 特定事業所加算のいずれかを算定している事業所
- (2)福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）を算定する事業所
 特定事業所加算を算定していない事業所

●現行の福祉・介護職員処遇改善加算の加算率の見直し

事業・サービス区分		改定後（軽減率）	改定前
・居宅介護	福祉・介護職員 処遇改善加算（Ⅰ）	30.2% (-0.1%)	30.3%
・重度訪問介護		19.1% (-0.1%)	19.2%
・同行援護		30.2% (-0.1%)	30.3%
・行動援護		25.0% (-0.4%)	25.4%